

(再開 午後2時00分)

議長 (勝山 正)

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、湯本直木議員。

(「はい、議長。2番。」の声あり)

(2番 湯本直木 議員 登壇)

議長 (勝山 正)

湯本議員には、事前に資料の持込の申請があり、これについて許可しましたので、ご了承願います。

1. 新規就農支援策の成果は

2番 湯本直木 議員

それでは、ただいま議長から発言を許されましたので、質問通告書に基づきまして、4項目について質問をさせていただきたいと思っております。一般質問最後になります。よろしくお願いいたします。

まず1点目ですが、昨日、複数の議員からも村の農業施策についての質問があり、村側からも答弁ありましたが、私は、新規就農者への支援策の成果についてということでお伺いをしたいと思っております。

村農業施策の一環として、新規就農者に対し国や県からの支出ももらいながら、交付金、支援金、奨励金、補助金などお金の出どころの違いによっていろいろな名目で資金を交付されていますが、お手元にお配りをしました「新規就農者補助金等予算一覧表」をご覧ください。

(ふう太ネットにて持ち込み資料を放送)

令和5年度、6年度、7年度の予算ベースで、私の手元にあります予算説明資料から抜粋させていただいたものでありますが、各年度4項目が予算計上されております。実際、どれがどのぐらい支払われたかというのは追跡しきれていませんので、予算ベースでお話をさせていただきたいと思っておりますが、令和5年度は1,150万、令和6年度が1,850万、令和7年度は2,075万円となっており、予算ベースであります。国からの支援も含め、毎年それなりの予算が計上されておりますので、その成果についてどうなっているか、その内容についてお伺いをしたいと思っておりますが、1つ目として、今まで支援を受けた就農者の人数と就農の状況(作付の面積、作付の品目)、その就農者の経営状況がどうなっているのか、わかる範囲でお伺いをしたいと思っております。

議長 (勝山 正)

本山産業課長。

産業課長 (本山 等)

新規就農者への支援でございますが、大きく3つに分類されております。1つ目に農業研修に対する支援、2つ目に就農者への奨励金の交付、3つ目に、就農初期の所得を支える給付金や農業機械の導入に対する補助金です。これら支援制度のうち、令和元年度以降に村から農業後継者育成奨励金を交付した方は12人、そのうち1人がお亡くなりになりましたので、現在は11の方が農業を営んでおられます。

経営の内訳は、酪農が1人、畑作が4人、水稲と畑作の複合経営が6人になります。作付面積は、親元就農されている方もいらっしゃいますので、規模には幅があります。水稲は1.5ヘクタールから15ヘクタール、畑作が10アールから3ヘクタールとなっております。

よろしくお願いいたします。

議長 (勝山 正)

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

実質 11 名ということであり、作付面積もそれぞれ品目もこれだけということではないと思いますので、それぞれだというふうに思っておりますが、2つ目としまして、資金を受けることにより、ある程度、数年間は利用できないというような制限期間があるとは思いますが、その制限期間中に離農をした場合の条件とか、今までそういった方がおられたのかどうかお聞きしたいと思っております。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

村の農業後継者育成奨励金は、交付要綱に返還規程が設けられており、これに該当した場合には、奨励金を返還いただくこととなります。具体的には、就農から5年以内に離農した場合は、経営できなかった期間に応じて補助金を返還していただくこととなります。新規就農者のうち、お一人はお亡くなりになりましたが、ご本人死亡の場合は返還免除としておりますので、ご承知いただければと思います。

なお、この後継者育成奨励金交付要綱は平成23年度に制定され、これまでに離農したことにより補助金を返還された方は1名となっております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

就農から5年以内ということで確認ができました。これに該当した方がおられるということですが、その償還金というか、支払いをしたお金全額戻ってきているのでしょうか。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

先ほど申し上げました返還規程には、就農した期間に応じてということになっておりますので、この方の場合には4年間就農した実績がありましたので、1年分の5分の1を返還いただいております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

それでは、3つ目をお願いしたいと思っておりますが、新規就農者を認定して就農資金を交付しているという状況の中で、やはりこれが一番大事なことかと思うんですが、その新規就業者の皆様に対して、各品種、品目によってその差はあるとは思いますが、農作業の効率化についてのアドバイスや、高収益化など具体的な経営についての相談など、就農いただいた後のアフターケアの具体的な実施状況、もしありましたらご教示いただきたいと思っております。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

新規就農者に対する相談体制につきましては、県の農業農村支援センターが中心となり、月1回程度営農相談を実施しております。また、村におきましても、生産体制強化に向けた補助事業の導入支援など必要な相談に応じる体制をとっております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

それは、就農者にとって有効的な対応だとお考えでおられるのかどうか。まずこれと、机上の計算だけのアドバイスだけではなく、新規就農者にとって、やる気の出るような血の通った温かい支援をする必要があると考えますが、いかがでしょうか。また、今まで以外に、今後新しく有効的な施策を考えられているのかどうか、お伺いをしたいと思います

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

新規就農者に対するアドバイスでございますが、県の農業農村支援センターの職員、それと村の担当職員が一緒になって、その方の圃場に出かけたりして営農の状況を確認したり、相談事に応じております。今後の展開もございますが、現時点こういったものということは考えておりません。今後、そういった必要なことを加えてまいりたいと思っております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

非常に前向きな発言だと思いますけれども、やはり半分以上のお金の出所が国からでありますけれども、村としてもそれなりの金額を計上しているというところ、要するに村の農業施策に対して、非常に有効的なポジションにおられる方だと理解をするわけですので、引き続きお願いしたいところではありますが、4つ目としまして、令和以降、新規就農者の就農状況について、現段階で村としてはどのような評価をされておられるのか。まず村長、ちょっとよろしいでしょうか。

議長（勝山 正）

日墓村長。

村長（日墓正博）

いずれの皆さんも精力的に農業に関わっていると聞いております。また、細かくは把握していませんが、イベントの農産物の提供等にも協力していただいている、そういうところでも村と関わっていただいていると聞いております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

なぜ、私が村長にお願いをしたかと言いますと、やはり首長がそういうふうの評価をしているところを、就農者の方が耳にするということが非常に大事だと感じましたので、あえて大変申し訳なかったんですけど、村長に答弁を持たせていただきました。

これちょっと駄弁ではありますが、昨日も一般質問の中でお話が出ていました。農林水産省の発表では、日本全国で基幹的農業従事者の就農が5年で25%も減りました。県内では19%になっておりますけれども、離職や廃業が加速してきている実情があります。これ以上離農や廃業が増えて、この後も出ますが、熊の隠れ家となり得る遊休農地や耕作放棄地をこれ以上増やさないためにも、就農者に対して、物心両面の継続的な支援が必要と考えております。引き続き、農地の管理状況や経営の状況を長野県農業委員会組織やJAなどの関係団体と協力し、支援を続けていただきたいと思います。

この件については最後ですが、それを含め、村長は常々「木島平村は農業と観光の村」とおっしゃっておられます。今後の当村の農政についての方向性をどう考えておられるのか、ざっくりで結構ですので、お伺いさせていただきます。

議長（勝山 正）

日碁村長。

村長（日碁正博）

先ほども話がありました、農業従事者の人数が減っている、かなり大幅に減っているという状況は、私も把握しています。特に、長野県そしてまた村の状況ですが、70歳以上、75歳以上、中には80歳以上という皆さんがおられます。その皆さんがこれから少しずつリタイヤしていく、その部分をどうやってカバーするかというのが、遊休荒廃地を増やさないという意味でも大事な対策になるわけであります。

一つの柱とすれば、新規就農者を村でしっかりと育成、支援していくということではありますが、農業経営をするうえでは、やはり経営的な面もしっかりと安定した経営ができなければならない、その際に、面積が小さいとか傾斜がきついか、条件が不利な農地を無理に経営の中に入れるというのは、逆にまずいだろうというふうに思います。そういう面では、昨日も話がありましたが、畑地も土地改良というか、条件整備についても合わせて進めていかないといけないと思っております。

いずれにしても人口減少、高齢化が進む中で、できるだけ若い農家の皆さんがしっかりと農業運営を支えていく、そういう仕組みにできるだけ持っていく、そういうことも大事だろうと思っております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

非常に前向きな発言だと理解をさせていただきます。引き続き新規就農者だけではなく、村内の就農者に対しての物心両面での支援をお願いしたいと思います。

2. 熊対策の現状と今後の対策拡充を

2番 湯本直木 議員

それでは2点目ではありますが、前回の一般質問でもこれに関わる質問をさせていただいているわけではありますが、熊対策の現状と今後の対策拡充をということで、お伺いをしたいと思います。

皆様ご存知のとおり、毎日のようにテレビ、新聞で熊の被害について報道されています。また、今日もかというようなところではありますが、ご存知のとおり、昨日、隣の野沢温泉村でツキノワグマによる人身事故が発生しております。それもテレビを見ますと、村の中心地にあたる場所でありました。

あわせて、長野市でも来年度中に緊急銃猟の訓練を実施するというような新聞報道もありました。

そこで県は、現在、北信地域に木島平村を含め、2市1町3村に今年12日までのツキノワグマ出没注意報を出しました。

改めて、この熊対策についての真価が問われる状況になってきておりますけれども、この熊対策について、今議会の行政報告で村長から少し触れられておりましたが、今後の対応や対策については、そこまで言及をされておられませんでした。

そこでお伺いをしたいと思います。1つ目の質問ですが、今までの村の熊対策は何かと聞こうと思ったんですが、昨日、山浦議員から同じような質問があり、担当からそれなりの答弁がありましたので、これについては割愛させていただきたいと思います。

2点目は、今年人身被害が発生してしまった自治体として、昨日の熊対策についての答弁でよしとしているのか、十分だと考えておられるのか。また、昨日の答弁以外に、前向きな考えを持たれているのかお伺いをしたいと思います。この前向きな考え方の一つとして、よく言われ始めましたガバメントハンターの設置についてはどう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（勝山 正）

日碁村長。

村長（日碁正博）

村として、現在の熊対策がこれで十分と考えているというわけではありません。冬になってもまだ熊が人に危害を加えるという状況の中で体制の強化は必要だと考えております。

詳細について、担当課長に説明をさせます。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

村長答弁に補足し、お答えいたします。

村長が申し上げたとおり、現状の対策で十分であるとは考えておらず、被害の未然防止を最優先に、熊を呼び寄せない環境整備や駆除体制の強化が必要であると認識しております。熊を呼び寄せないこと、そして、私達の生活圏に侵入させないことが何より重要であります。そのためにどのような手法が効果的なのか、確実に有効と言える対策が確立していないのが現状であります。このため、今後も県が主催する熊対策連絡会議に参加し、他市町村の先進事例や最新の知見を踏まえながら新たな対策の検討を進め、有効と判断される手段については、積極的に導入を検討してまいりたいと考えております。

また、ガバメントハンターにつきましては、現状、村の職員2人が猟友会に所属して活動をしていただいております。このような状況であります。今後もそういった職員が出てくることを期待しているところであります。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

ガバメントハンターにつきましては、ガバメントハンターと定義をするのに、いろいろな諸条件があると思うんですけれども、それについてこの後でその話に触れますので、回答は結構です。

まだ確立をしていないという現状の村の見解だと理解をするわけですが、不十分だということだと

思うんですが、そこに関係してきますので、3つ目のお話をさせていただきたいと思いますが、村はドローン活用に関する包括連携協定を2021年5月に締結されておられます。6月議会で「ドローンなどの資機材の導入を検討する」という答弁がありました。同じく、そのときの予算決算常任委員会に出された資料では、猟友会員の報酬や待遇の見直しが報告されました。ドローン等の資機材の導入に関して記述がありませんでしたが、一刻も早くドローンを利活用した熊対策について、猟友会の駆除作業の効率化を図るために協議を進める必要があると考えますが、包括連携協定については、まさにここをやるべきとき、タイミングだと思えますけれども、現状の内容の検討を進めているのか、進める気があるかないのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

ドローンの活用についてのご質問にお答えをいたします。

村では、4月に発生いたしました人身事故を契機に、熊対策へのドローンの活用について検討を進めてまいりました。当初は、村がドローンを購入し、職員または猟友会員が免許を取得して駆除活動に活用することを前提に検討しておりました。

しかし、ドローンの購入費や維持管理費、免許取得費など運用コストを総合的に勘案した結果、村が自前でドローンを所有、運用するのではなく、県の熊対策員に委託し、連携して駆除活動を行う方が効果的であるとの結論に至りました。この県の熊対策員は、サーマルカメラを搭載したドローンによる生息調査を実施しており、本村でも4月の人身事故直後からドローンを用いた生息調査を依頼してきたところであります。

ドローンの活用については、現時点、県の熊対策員と連携して進めることを考えておりますが、議員ご指摘の民間事業者との連携についても、運用体制を精査しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

私が想定した回答が返ってきましたので、ここでまた別の話をしたいと思いますが、まず、導入にあたってのコストなんですけれども、当然補正も上がってきてない、村としての導入は考えてないんだな、別の方法を考えているんだというふうに感じたわけですが、赤外線、音声である威嚇であったり、熊が嫌がる周波数を使った駆除の方法はいくらでもあるんだというような方法もあると思いますので、県の方との話も進めながら、同時進行で打ち合わせも進めていただければと思っております。

4つ目としまして、東北地方で2つの県だと思うんですが、自衛隊を派遣してもらい、緊急銃猟時の後方支援であったり、村もやっておりますが、籠檻の設置時の人的サポート、それから、個体の駆除後の移動であったり、解体であったり、テレビ報道を見ますと200kgを超えている個体も駆除されているような報道もありますので、とても1人2人では移動もできる状況でもありませんし、ましてやそれが山林の中だということになれば尚更だと思うわけですが、また、隣の飯山市では環境省が県内で初めて、市町村が実施する緊急銃猟の運用方法の手順についてを確認する研修会を開いたという報道もありました。当村は、まだそこまでの必要はないのかなと思いますけれども、非常時にすぐに対応できる運用マニュアルの策定ぐらいは、事前に猟友会などの関係者間で共有をしておく必要があると考えますが、現段階で当村の運用マニュアルは存在するのか、していないのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

緊急銃猟に関する村のマニュアルの部分でございますが、現時点まだ策定できておりません。今後、県からマニュアル案が示される予定でありまして、それを踏まえて、村としてのマニュアルを整備いたします。

なお、ニュース等で緊急銃猟を実施したというニュースが流れますけれども、熊が出没した場合、必ずしも緊急銃猟だけで対応するものではなく、現場の状況に応じて、追い払いや捕獲檻の設置など複数の対応・手段の中から最も適切な方法を選択することが基本になります。

県が今年10月末に作成したツキノワグマ出没時対応マニュアルにおいても、緊急銃猟は、安全確保などの諸条件が満たされ、ほかの手段では対応が困難な場合に限り実施する最終手段であり、複数の手段を慎重かつ的確に運用することが求められるとされております。

また、11月7日には、環境省主催の緊急銃猟に関わる現地研修会が飯山市で開催され、本村も参加いたしました。さらに、11月27日には、県主催の熊対策連絡会議が本村で開催され、県や市町村のほか国交省、大学研究者などが出席し、熊対策の方向性等について情報の共有が行われたところであります。

熊が出没した際の対応については、慎重かつ的確な対応が求められることから、これを確実に実行できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

存在してないんですね。というのは、これは県が実施した77市町村のうち9割近い68市町村がまだリストを作っていないところであります。このリストというのは、今の緊急銃猟に対応できる捕獲者リストがマニュアルのところに必要だということで、村は捕獲者リストが作れてないという回答がされているようであります。

捕獲者リストは作ってはないんですけれども、この緊急銃猟は、鳥獣保護管理法が改正になり、緊急銃猟が解禁になった経過があって、今、課長もおっしゃいました、緊急銃猟を実施するには、特に住宅地で実施するには、非常に高い4つの条件をクリアしないと実施ができないということもあって、発砲するハンターに対しては、警察官職務執行法と同様の対応が求められるというような話もありました。これもまた非常に高いハードルになろうかと思うんですけれども、このいろんな法的な部分も照らし合わせたうえで、村として緊急銃猟に対応できるハンターの確保は、今後どういうふうに進めていかれる予定でおられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（勝山 正）

本山産業課長。

産業課長（本山 等）

緊急銃猟の捕獲者リストについては、先日の新聞報道では策定できてないということでありましたけれども、現時点では作成をしております。猟友会員20人のうち12人を捕獲者リストに載せてございます。よろしく申し上げます。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

非常にスピーディーな対応かと思えます。それだけ危機感をお持ちになられているのかなと感じるわけでありませぬけれども、この件の最後になります、やはり昨日の野沢温泉村みたいに、街中、村の中心部、木島平でいえば中村の信号に熊が出てきて襲ったような状況かと思うんですが、この緊急銃猟に対応できるハンターの確保と、それを含めたマニュアルの想定を早急に進めてほしいと思います。転ばぬ先の杖という言葉もありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3. 保育園児の主食持参の見直しと雇用確保の検討を

2番 湯本直木 議員

次、3点目になりますが、保育園児の主食の持参の見直しと保育園の職員の皆様に関わる雇用の確保の検討をということで、お伺いをしたいと思います。

まず1つ目に、全国的に国公立保育園の主食持参が見直されているという報道がありました。私はもう子育て終わっておりますので、そんな状況ではないんですけども、忙しい朝に家庭でご飯を用意する負担や、夏場に限らず食中毒の問題・懸念、加えて、米価の高騰により、朝はご飯よりパン食というご家庭が増えてきておられる実情があります。米を炊く手間などの理由により、保護者から見直しを求める声は少なくない状況だと感じております。

県が調べたところ、近隣の飯山市、中野市などの県内一部の自治体では、主食を園での提供に、このタイミングで切り替えている自治体が散見されます。当村ではまだそういった声は大きくありませんが、潜在的に声があるのも事実であります。

村として、主食持参についてのアンケートを実施し、現状をしっかりと把握して、次をどうするのかという判断をすることが重要だと考えますが、アンケートの実施に向けての検討はいかがでしょうか。

議長（勝山 正）

高木子育て支援課長。

子育て支援課長（高木良男）

それではお答えいたします。

まず前提として、保育園の主食の無償化という概念は、昨今の学校給食費の無償化、これとやはり子育て支援という対策の中で一連のものだと考えております。ただ、保育の無償化については、2019年に国の方で一斉に申し上げましたとおり、保育の無償化というのは保育サービスに対しての無償化でありまして、主食・副食に対する無償化は適用外ということが国の方で決定されておったわけでありまして、一方、学校給食の無償化につきましては、経済格差が教育格差にならないように、それを是正する措置として行われてきたということでございます。

議員のご質問の要旨なります、やはり、今のところ子育て支援課の方にはそういった要望、意見の方は寄せられておりませぬ。がしかし、一定のニーズはあるんだろうと考えております。潜在的に一定のニーズがあるという前提で考えたときに、今後の方向性を検討するにあたり、まず保護者の皆様の実態の意向を正確に把握することがやはり重要だと考えております。そのため、主食持参に関する負担感、園での提供に関する意向、費用負担に対する考え方などを確認するアンケートの実施について、保育園の方と検討を進めてまいります。そのアンケート結果を踏まえて、家庭の負担軽減や安全面、財政面でも総合的に判断し、適切に対処してまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

ここは聞いておかなきゃいけないところかと思うんですが、いつ実施されます。

議長（勝山 正）

高木子育て支援課長。

子育て支援課長（高木良男）

すでに年度末を迎える時期になっておりますので、早ければ年度末にアンケートを実施し、当然予算措置も必要になります。予算措置のタイミングとしてはこの12月になっておりますので、その辺を勘案しながら、隙間のない対応をしてまいりたいと思います。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

実施は年度末ということでありまして、当然ですけど予算もつけなくてはいけない。新年度予算に間に合わない。できれば、3月のところで間に合わないのであれば、3月末か6月で補正か何か組んでいただいて、そのアンケート結果に対応できるようなところを進めていただければと思います。

次に移らせていただきますが、今後、園児の減少が顕著になるのは明らかです。

ということで、お手元にお配りしました資料をご覧ください。

（ふう太ネットにて持込資料を放送）

おひさま保育園の園児数の推移表です。これは今年の10月1日現在の園児数、児童数、生徒数を担当課長から入手したものをもとに作成をさせていただきました。

まず人数ベースのところの黄色であります。これについては、私のあくまでも予測の数字になっております。青色のところにつきましては、実際に今、主食をお持ちいただいているきいろ組、あか組、みどり組の人数を表示しております。

そこで、村の第7次の総合振興計画では、令和7年度から令和10年度までの平均出生者数の目標を21人と設定をされていますが、この数を達成するには、確実な要素が全く見当たらないと私は判断をさせていただいておりますが、私の見解としましては、その黄色のところにもあります予測数値は、令和8年度以降、出生者数の目標を約半分の10人と予測をさせていただき、このデータを作らせていただきました。

先ほども申し上げましたが、黄色の枠が今後の予測の園児数、青色の枠は現在ご飯を持参している園児や今後持参するであろうと思われる園児の数であります。この資料を見るに、令和2年は187名の園児が通園をしておりましたが、今年度は、先ほどもお話が出たと思うんですけど、93名、令和2年度と比べると94名も減っているんです。パーセンテージは49.7%、半分以下という状況です。このうちご飯を持参している園児数は、令和2年が115名で、今年度は66名で、49名減って57.4%になっております。

先ほども申し上げましたが、今後、園児数が増える要素は見込まれず、来年度は令和2年に比べると42.2%、令和9年度は34.8%と予測されます。これは、必然的に今現在お勤めいただいている保育士さんの人数も減員せざるを得ない状況だと思われまますが、こういう状況ではあります。保育園で温かい主食を提供するなど、今回の質問の趣旨であります主食を提供するなどの調理員の増員などをしていただき、雇用の維持確保や、これは小学校以上になりますけれども、木島平型教育のスタートの位置でもあります保育園が、地元産の食材を使用した献立から食育を育むことなどの手厚い施策を

講じることで、子育て世代の方が村への移住定住を検討するきっかけになり得る、販促に繋がるものと思いますが見解はいかがでしょうか。

議長（勝山 正）

高木子育て支援課長。

子育て支援課長（高木良男）

それでは、お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおりだと思います。人口推計等は非常に先が見やすいものでありますから、おそらくこれに似通った数字で推移するものだと思います。

後段質問のところにもございましたとおり、園児一人一人に手厚く対応できる体制を整えることは、子育て世代にとって魅力ある環境づくりに繋がり、村への移住定住促進の後押しになると認識しております。このため、主食提供の検討に当たっては、園児への手厚い対応や職員配置の適正化、財政負担のバランスなどを総合的に考慮しつつ、保護者ニーズを把握するアンケート結果を踏まえながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

なお、園児数が減少に伴う保育士等々の余剰人員というお話もございましたけれども、村全体の職員配置管理の面もありますので、教育委員会という立場だけでなく、全体の職員配置の管理ということもありますので、慎重に判断してまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

私は、余剰人員とは言っていないので、それだけちょっとお願いをしたいと思います。

この件については、今、課長がおっしゃった、これをやることによっての成果は、子供たちが良くなりますよ、保護者が朝の忙しい時間のタイパが良くなりますよというようなところではなく、課長も認識をしていただいております移住定住をしていただくことによって、ほかのところにも波及効果が出るということも考えられますので、前向きな答弁をいただきましたので、粛々と進めていただければと思っております。

4. 重点支援交付金の使いみちは

2番 湯本直木 議員

それでは、最後4点目になります。

重点支援地方交付金の使い道はというところでお伺いをしたいと思います。

政権が変わり、かなり中央が活発になっておりますが、現在、政府が物価高対策の一環として、重点支援地方交付金の支給の検討をしております。これ十何兆の国債を発行しながら、現政権が掲げる重要政策の一つであるのかなと考えておりますが、この交付金は、物価高対策等に各自治体がある程度自由に使える交付金のようにあります。村民の中には、この交付金いつやるんだろうというような期待を込めた声も聞こえてまいります。

しかしながら、この国からの交付金ですが、交付金とはいながらも基本的には村民・県民・国民が、要するに私達が払っている税金で賄われているものであります。交付が決定したら村民にとって有効かつ効果的な運用がなされるべきと考えております。

そこでお伺いをしますが、先ほども申し上げましたが、村民への交付については有効かつ効果的でスピード感も大事だということを踏まえると、支給が決まってから、そのお金をどう使う、何をやるうというような用途や支給方法を検討するのではなくて、国から支給が決定されたらすぐに村民に

支給できるように、現段階、今から検討を始めておく必要があると考えておりますが、現在この件についての検討状況はどんな状況になっているかお伺いをしたいと思います。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

ご質問の重点支援地方交付金につきましては、11月21日に閣議決定されまして、強い経済を実現する総合経済対策の中において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、交付金を拡充する旨、いわゆる重点支援交付金になりますが、それが盛り込まれたところであります。

物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者、事業者の支援を行えるよう交付金の更なる追加を行うもので、生活者支援に関わるもの、事業者支援に関わるものとして、国から推奨事業の概要が示されたところであります。現在、示された内容でどのような事業が可能であるのか、効果的か、また、過去に行った支援の状況などから検討をしているところであります。

国の補正予算も、現在国会で審議中ではありますが、どのような事業がいいのか、可能なのか、確認しながら検討を始めております。効果的な支援となるよう、可能な限り早い時期に実施をしてみたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

テレビでは「おこめ券、おこめ券」と言われているんですけど、当村でおこめ券を配ってもあんまり喜ばれないのが実情かなと思っておりますので、閣議決定もされておられるようですので、早急にこういう方向というところをお決めいただいて、粛々と進めていただければと思っております。

いずれにしても、スピード感を持って村民にとって、公正公平で有効かつ効果的な使途や方法で実施をしていただきたいと思います。当然、国からの指導やアドバイスはあるかと思っておりますけれども、それに則った形の中で進めていただければなと思っております。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

議長（勝山 正）

以上で、湯本直木議員の質問は終わります。

（終了 午後2時48分）

議長（勝山 正）

以上で、本日の日程は終了しました。

この際申し上げます。

本日の会議における発言について、後日会議録を調査し、不適切発言があった場合には、議長によって善処いたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会 午後2時48分）